

雨水浸透阻害行為に伴う対策工事により設置された 雨水貯留浸透施設に係る税制特例(固定資産税の軽減)について

特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域に設置された雨水貯留浸透施設※1（都道府県知事※2による雨水浸透阻害行為の許可に伴う対策工事として、平成30年3月31日までに設置されたもので都道府県知事の検査が終了したものに限り。）の固定資産税（償却資産）が軽減されます。

※1 「雨水貯留浸透施設」とは、雨水貯留槽、透水性舗装、浸透トレンチ、浸透ます等です。

※2 「都道府県知事」は、指定都市、中核市又は特例市の区域内にあっては、当該指定都市等の長となります。

対象地域

特定都市河川流域の市町村は、平成27年4月現在、次の特定都市河川に係る裏面の表に示す市及び町です。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ○一級河川鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県） | ○二級河川引地川水系引地川（神奈川県） |
| ○一級河川庄内川水系新川（愛知県） | ○二級河川巴川水系巴川（静岡県） |
| ○一級河川淀川水系寝屋川（大阪府） | ○二級河川猿渡川水系猿渡川（愛知県） |
| ○二級河川境川水系境川（東京都、神奈川県） | ○二級河川境川水系境川（愛知県） |

軽減内容

雨水貯留浸透施設の固定資産税（償却資産）の課税標準が、2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減されます。平成27年4月現在の対象地域の市及び町の条例で定める割合は、裏面の表に示すとおりです。

申告手続

新たに雨水貯留浸透施設に固定資産税が課される年度の初日の属する年の1月31日までの間に、都道府県知事の検査が終了した旨を証する書類の写しを添付して、当該市町村長に申告して下さい。なお、この申告期間を経過した後に申告した場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときには、本税制特例が適用されます。

(お問合せ先)

◆本税制特例の申告手続については、各市役所・町役場の税申告窓口

◆本税制特例の内容については、国土交通省水管理・国土保全局治水課(E-mail hqt-usuizeisei@ml.mlit.go.jp)

雨水貯留浸透施設の適切な維持管理をお願いします。

◆対象地域の市及び町並びに課税標準に乗じる割合（軽減割合）

（平成27年4月1日現在）

都府県	対象地域の市町	軽減割合
東京都	町田市、稲城市	2 / 3
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市	2 / 3
静岡県	静岡市	2 / 3
愛知県	名古屋市、一宮市、春日井市、刈谷市、豊田市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、東浦町	2 / 3
大阪府	大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四条畷市、交野市	2 / 3
	藤井寺市	1 / 2

※特定都市河川流域に係る範囲において特例が適用されるため、行政区域の一部が対象とならない市町があります。詳細は各自治体にお問い合わせ下さい。

◆地方税法等関係条文

地方税法

附 則

第十五条 （略）

2～7 （略）

8 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置された同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設（以下この項から第十項までにおいて「雨水貯留浸透施設」という。）で総務省令で定めるもののうち、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該雨水貯留浸透施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあっては、三分の二）を乗じて得た額とする。

9 前項の規定は、雨水貯留浸透施設の所有者から、当該雨水貯留浸透施設が設置された日から当該雨水貯留浸透施設に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の一月三十一日までの間に、総務省令で定める書類を添付して、市町村長（当該雨水貯留浸透施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあっては、当該雨水貯留浸透施設の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事。次項において同じ。）に当該雨水貯留浸透施設につき前項の規定の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

10 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る雨水貯留浸透施設につき第八項の規定を適用することができる。

地方税法施行規則

附 則

第六条 （略）

2～23 （略）

24 法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認めた雨水貯留浸透施設とする。

25 法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）第十七条第一号口に掲げる雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号の記載された検査済証その他の当該雨水貯留浸透施設が法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設であることを証する書類の写しとする。